

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

未成年の子どもがオンラインゲームで勝手に決済

【事例1】

以前、中学生の息子が自分のスマートフォン（スマホ）に有料の楽曲をダウンロードしたいというので、私のクレジットカード（カード）で購入した。その後もカードの情報が端末に残っていたようで、息子が勝手にオンラインゲーム内の課金に使用し、45万円ほどの請求がきている。

【事例2】

小学校低学年の娘にせがまれて、私のスマホでオンラインゲームを利用させたところ、3日間で約20万円の課金をしていた。娘は「数字のボタンを押したらアイテムが手に入った」と言い、年齢確認や購入という意識はなかったようだ。

スマホやゲーム機器などをインターネットにつないで遊ぶオンラインゲームで、子ども（未成年者）が保護者に無断で決済をし、高額請求になったという相談が寄せられています。

保護者が端末に登録したカード情報を、子どもが勝手に使用したケースが多く見られます。また、保護者のカードを勝手に持ち出した、保護者が設定したパスワードや暗証番号を盗み見てキャリア決済をした、家族の財布から無断で現金を持ち出してプリペイドカードを購入し、決済に使用したケースもあります。

カードの請求明細や、決済機能の利用通知メールがきっかけで身に覚えのない決済に気付き、家族に利用を尋ねても、子どもは「知らない」「覚えがない」と言いがちです。また、初めは少額に留めていたが、ゲームに夢中になり、課金が止められなくなってしまった子や、「お金を使った」という意識が全くない子もいます。

日ごろから子どもと、スマホなどの端末とゲームの利用ルール、お金の大切さなどを話し合うことが望されます。

【消費者へのアドバイス】

1. スマホ等の端末、クレジットカード等の決済機能のあるカード類、ID、パスワード、暗証番号の管理を徹底しましょう。
2. 端末へのカード情報の登録状況、キャリア決済の利用限度額の設定状況などを確認しましょう。ペアレンタルコントロール、フィルタリング機能を活用し、子どものスマホ等の機能に利用制限を設けることも効果的です。
3. 事業者に「未成年者契約の取り消し」を主張し、返金を求めることが可能ですが、契約時の状況によっては取り消せない（返金されない）、立証に時間がかかる場合もあります。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

(くらしの110番 2020年12月)

困ったときは、まずご相談ください！

<三芳町消費生活センター>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）